

贈与税の納税猶予の継続届出書  
 (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

猶予整理簿	検算
※	※

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_ 税務署長

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
 (電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しないでください。

農地等の贈与を受けた年月日		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
贈与者	住所	氏名	( _____ 年 _____ 月 _____ 日生)

1 納税の猶予の適用を受けた贈与税額 \_\_\_\_\_ 円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 \_\_\_\_\_ 円

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額 (1 - 2の金額) \_\_\_\_\_ 円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日に下記の特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。  
 所在地 \_\_\_\_\_ 名称 \_\_\_\_\_

5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の前日3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する 

理	事
業務執行権を有する社員	
取締役	

に就任し、かつ、常時従事者である 

組合員
社員
株主

 (1年間のうち、農地所有適格法人の事業に従事する日数が \_\_\_\_\_ 日であり、かつ、事業に必要な農作業に \_\_\_\_\_ 日従事します。) となっています。

※ 添付書類

- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- 特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

関与税理士	_____	電話番号	_____
-------	-------	------	-------

(裏)

使 用 目 的

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受ける人が、同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は次に掲げる区分により、それぞれ次のとおりとなります。

- 1 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の全部を担保に供している場合

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定したことについての届出書を提出した日の翌日から起算して3年を経過するごとの日まで

- 2 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の一部を担保に供している場合

贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日まで

(注) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。